## 追加条項 P-6810_210118

甲は、乙が提供する SE サービス クラウド運用サービスを導入するために必要な注文書記載のサービス（以下「本サービス」という）を、次の各号に従い乙に依頼するものとします。

(1) 甲は、「設定依頼書」に必要情報を記入し、乙に交付するものとします。

(2) 乙は､「設定依頼書」にもとづき、「本サービス」の提供に必要な次の環境を乙所定の施設に構築し、構築完了後すみやかに甲に通知するものとします。

①稼働状況の監視、復旧支援の初期設定
②一部の運用代行の初期設定

(3) 甲は乙の通知にもとづき「本サービス」に必要な環境の設定、設置を実施し、終了確認を証する書面（以下「終了確認証」という）を乙に交付するものとします。

(4) 前号の「終了確認証」の交付をもって、「本サービス」は完了するものとします。

(5) 乙は､前各号のサービスが完了希望日までに完了できない事由が生じた場合､すみやかに甲に対し通知し､その扱いについて別途協議するものとします。

(6) サービス完了後、甲は､注文書記載の支払条件にもとづき乙にサービス料金を支払うものとします｡乙が､サービスを着手したにもかかわらず､乙の責によらずサービスを完了できなかった場合でも､甲は乙に対してサービス料金を支払うものとします。

以上